

ORACLE CLOUD SERVICES AGREEMENT

このOracle Cloud Services Agreement（以下「**本契約**」といいます）は、日本オラクル株式会社（以下「**オラクル**」といいます）と注文で特定される団体（以下「**お客様**」といいます）との間で締結されるものとします。本契約は、本契約に基づく注文に適用される契約条件を定めます。

1. サービスの使用

1.1 オラクルは、本契約及びお客様の注文に従い、お客様の注文に記載されているオラクルのサービス（以下「**対象サービス**」といいます）をお客様に対し利用可能にします。本契約又はお客様の注文に別段の定めがある場合を除き、お客様は、本契約又はお客様の注文に従い早期に終了しない限り、お客様の注文で定義される期間（以下「**サービス期間**」といいます）中、お客様の内部的業務処理の目的でのみ対象サービスを使用する、非独占的で、全世界の、限定された権利を有するものとします。お客様は、お客様のユーザー（定義は後述）に対し、この目的で対象サービスを使用させることができ、お客様は、それらの者による本契約及びお客様の注文の遵守に責任があります。

1.2 サービス仕様書は、対象サービスについて記述し、規定し、契約の内容となります。サービス期間中、オラクルは、とりわけ法律、規制、規則、テクノロジー、業界慣行、システム利用のパターン、及び第三者コンテンツ（定義は後述）の可用性における変更を反映させることを目的として、対象サービス及びサービス仕様書（後述のData Processing Agreementを除きます）を更新することができます。オラクルによる対象サービス又はサービス仕様書の更新は、お客様の注文のサービス期間中における対象サービスのパフォーマンス、機能性、セキュリティ又は可用性のレベルを実質的に低下させるものではありません。

1.3 お客様は、次の行為を、自ら行ってはならず、及び第三者に行わせ、又は認めてはなりません（以下、第（a）号から第（d）号を総称して「**Acceptable Use Policy**」といいます）。（a）対象サービスを使用して、人に嫌がらせをすること、人や財産に損害又は損傷を与えること、虚偽的、中傷的、嫌がらせ的又は不快感を与えるマテリアルを公開すること、プライバシー権を侵害すること、偏見や人種差別、嫌悪、悪意を助長すること、未承諾のバルクメール、ジャンクメール、スパム又はチェーンレターを送信すること、財産権を侵害すること、その他適用される法令、条例又は規則に違反すること、（b）対象サービスのベンチマーク、又は可用性テストを実施すること、又はその結果を開示すること、（c）オラクルの書面による事前承認を得ることなく対象サービスのパフォーマンスのテスト又は脆弱性テストを実施し又はその結果を開示すること、又は対象サービスのネットワーク検出、ポート及びサービスの識別、脆弱性スキャン、パスワード解析又はリモートアクセスのテストを実施し又はその結果を開示すること、又は（d）対象サービスを使用して仮想通貨又は暗号通貨のマイニングを実施すること。本契約及びお客様の注文においてオラクルが有するその他の権利に加え、オラクルは、Acceptable Use Policyへの違反が生じた場合に是正措置を講じる権利を有し、かかる是正措置には、そのポリシーに違反するマテリアルを削除する若しくはアクセスを無効にすることが含まれます。

2. 料金及び支払

2.1 全ての料金の支払い期限は、オラクルが請求書を発行した月の末締め翌月末までとします。お客様の注文は、注文された時点で、本契約又はお客様の注文に規定されている場合を除き、取り消されず、支払われた全ての料金は返金されないものとします。お客様は、オラクルの所得に基づく税金を除き、お客様の注文した対象サービスに基づいてオラクルが納付すべき、適用される法令により賦課される、消費税、付加価値税、及びその他類似の税金を支払うものとします。注文に記載される対象サービスの料金には、税金及び費用は含まれません。

2.2 お客様が注文した対象サービスの数量を超過した場合、お客様は、超過数量について速やかに購入し、料金を支払う必要があります。

2.3 お客様は、注文した対象サービスに対し、複数の請求書を受領する場合がありますことを了解します。請求書は、<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/invoicing-standards-policy-1863799.pdf> においてアクセスできるオラクルの Invoicing Standards Policy に従って、お客様に対して発行されます。

3. 権利及び制限

3.1 お客様又はお客様のライセンサーは、お客様コンテンツ（定義は後述）に関する知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。オラクル又はそのライセンサーは、対象サービス、その派生物、及び本契約に基づいてオラクルにより、又はオラクルの代わりに者により、開発又は納入された全てのものに関する知的財産権及びその他の一切の権利を保有します。

3.2 お客様は、対象サービスの使用を通じて第三者コンテンツにアクセスすることができます。お客様の注文に別段の定めがある場合を除き、第三者コンテンツに関する知的財産権及びその他の一切の権利、並びにかかるコンテンツの使用には、お客様と第三者の間の別個の第三者の条件が適用されます。

3.3 お客様は、オラクルに対し、本契約及びお客様の注文に従って対象サービスを提供するために、お客様コンテンツをホストし、使用し、処理し、表示し、送信する権利を付与します。お客様は、お客様コンテンツの正確さ、品質、完全性、合法

性、信頼性、及び適切さについて、並びにオラクルが対象サービスを実施するにあたって必要となる、お客様コンテンツに関連する全ての権利を取得することについて、単独で責任を負います。

3.4 お客様は次の行為を、自ら行ってはならず、及び第三者に行わせ、又は認めてはなりません。(a) 対象サービスのあらゆる部分（データ構造又はプログラムにより生成される類似のマテリアルを含みます）について、変更、派生物の作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニア、再現、再版、ダウンロード又は複製を行うこと、(b) オラクルと競合する製品又はサービスを、直接的又は間接的に構築若しくはサポートするために、対象サービスにアクセス又は使用すること、又は(c) 本契約又はお客様の注文により認められている場合を除き、対象サービスを、いかなる第三者に対しても、使用権許諾、売却、移転、譲渡、頒布、アウトソーシング、タイムシェアリング若しくはサービス・ビューローとしての使用を許可すること、商業的に不当に利用すること、又は使用できるようにすること。

4. 機密保持

4.1 本契約により両当事者は機密である情報（以下「**機密情報**」といいます）を他方当事者に開示する場合があります。機密情報は、本契約及びお客様の注文に基づく条件及び価格設定、対象サービス内に存在するお客様コンテンツ及び開示の時点で機密である旨明示された全ての情報に限定されます。

4.2 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。(a) 他方当事者の作為又は不作為によらずに公知であるか又は公知となった情報、(b) 開示前に他方当事者が開示側当事者から直接間接を問わず受領せずに適法に占有していた情報、(c) 他方当事者が第三者から開示について制限を受けることなく適法に開示を受けた情報、又は(d) 他方当事者が独自に開発した情報。

4.3 各当事者は、開示側当事者が機密情報を受領側当事者に対して開示した日から5年間、他方当事者の機密情報を、次に定める以外のいかなる第三者に対しても開示しないことに同意します。ただし、オラクルは、対象サービス内にお客様コンテンツがある限り、対象サービス内のお客様コンテンツの機密を保護するものとします。各当事者は、本契約に基づく保護を下回らない方法で機密情報の漏洩を防ぐ義務を負う従業員、代理人又は再委託業者に対してのみ、機密情報を開示することができ、また各当事者は、他方当事者の機密情報を法的手続きにおいて開示することができ、又は法律上の要請に基づき政府機関に対し開示することができます。オラクルは、お客様の注文に適用されるサービス仕様書の一部として定義されるオラクルのセキュリティ・プラクティスに従い、対象サービス内に存在するお客様コンテンツの機密を保護します。

5. お客様コンテンツの保護

5.1 対象サービス提供の一環としてオラクルに提供されるお客様コンテンツを保護するため、オラクルは、該当する管理面、物理面、技術面及びその他の保護手段、並びにその他の該当するシステム及びコンテンツ管理（参照先：<http://www.oracle.com/us/corporate/contracts/cloud-services/index.html>）を遵守します。

5.2 お客様コンテンツにパーソナル・データ（用語の定義は該当のData Privacy Policy及びData Processing Agreement（定義は後述）のとおりとなります）が含まれている限りにおいて、オラクルは、以下についても遵守します。

a. 対象サービスに適用される関連 Oracle Privacy Policy（参照先：<http://www.oracle.com/us/legal/privacy/overview/index.html>）

b. Data Processing Agreement for Oracle Servicesの該当バージョン（以下「**Data Processing Agreement**」といいます）、ただしお客様の注文に別段の定めがある場合を除きます。お客様の注文に適用されるバージョンの**Data Processing Agreement**は、(a) <https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing>で閲覧可能で、参照により、本契約と一体をなすものであり、また、(b) お客様の注文のサービス期間中、効力を有します。Data Processing Agreementの条件とサービス仕様書（該当する全てのOracle Privacy Policyも含みます）の条件との間に何らかの矛盾が生じた場合には、Data Processing Agreementの条件が優先するものとします。

5.3 上記第5.1項及び第5.2項を損なうことなく、お客様は、(a) 対象サービスの一環としてのお客様コンテンツ（パーソナル・データも含みます）のお客様による提供及びオラクルによる処理に関係するあらゆる必要な通知、同意及び／又は許可、(b) お客様コンテンツに含まれるあらゆるウィルス、トロイの木馬、ワーム、又はその他の有害なプログラミング・ルーチンを含めお客様コンテンツから生じる、あらゆるセキュリティの脆弱性、及びかかる脆弱性がもたらす結果、並びに(c) 本契約の条件に反する形でのお客様又はお客様のユーザーによる対象サービスのあらゆる使用について、責任があります。お客様がお客様コンテンツを第三者に対し開示若しくは送信する限りにおいて、オラクルには、オラクルの管理外にあるかかるコンテンツのセキュリティや完全性、機密性について、一切の責任がなくなります。

5.4 お客様の注文（サービス仕様書を含みます）に別段の定めがある場合を除き、お客様コンテンツには、サービス仕様書で定められたものと異なる、又は追加となる特定のデータ・セキュリティ、又はデータ保護の義務をオラクルに課すいかなるセンシティブ又は特別なデータを含めてはなりません。対象サービスにおいて利用可能な場合、お客様は、お客様コンテンツに含めようとしているかかるセンシティブ又は特別なデータに適用される特定のデータ・セキュリティやデータ保護の要件に対応するよう設計された追加のサービス（例、Oracle Payment Card Industry Compliance Services）をオラクルより購入することができます。

6. 保証、免責及び唯一の救済措置

6.1 各当事者は、本契約を有効に締結したこと、及びそのように実行する権能と権限があること、を表明します。オラクルは、サービス期間中、全ての主要な点において、オラクルが、商業的に合理的な注意とスキルを用いて、サービス仕様書に記載されているように、対象サービスを実施することを保証します。お客様に提供された対象サービスが保証どおりに実施されなかった場合、お客様は、速やかに対象サービスにおける不十分な点を記述した書面の通知（該当する場合は、対象サービス

の不十分な点をオラクルに通知した際のService Request番号を含みます)をオラクルに提供しなければなりません。

6.2 オラクルは、対象サービスがエラーや中断なく稼動すること、オラクルがサービスのエラーの全てを是正すること、又は対象サービスがお客様の要件若しくは期待を満たすこと、を保証しません。オラクルは、お客様コンテンツ、第三者コンテンツ、又は第三者により提供されたサービスから生じる対象サービスのパフォーマンス、運用又はセキュリティに関連するあらゆる問題について、一切の責任を負いません。

6.3 対象サービスの保証に関する違反、又はサービス仕様書に記述されているとおりに実施されなかった対象サービスに対するお客様の唯一の救済措置及びオラクルの責任の全ては、違反の原因となった不十分な対象サービスの是正であり、オラクルは、その他の債務不履行責任、担保責任又は契約不適合に関する責任を負いません。オラクルが商業的に合理的な方法でその不十分な点を実質的に是正できない場合には、お客様は、その不十分な対象サービスを終了することができ、オラクルは、終了した対象サービスに対して、お客様がオラクルに前払いした終了の有効日の翌日以降の期間に対する料金を、お客様に返金することとします。

6.4 法律で禁じられていない範囲でこれらの保証が唯一のものであり、ソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワーク若しくは環境に対するもの、又は商品性、満足のいく品質及び特定目的への適合性に対するものを含め、その他には明示的又は黙示的な保証や条件は一切なく、オラクルは、債務不履行責任、担保責任又は契約不適合に関する責任を負いません。

7. 責任の制限

7.1 いずれの当事者も、又はその関連会社も、いかなる間接損害、結果的損害、付随的損害、特別損害、若しくは懲罰的損害について、又はいかなる収益、利益（本契約に基づく料金を除きます）、販売、データ、データの使用、信用若しくは評判の損失について、何ら責任を負わないものとします。

7.2 本契約又はお客様の注文に起因又は関連するオラクル及びオラクル関連会社の累計的な賠償責任は、契約上の責任によるもの、不法行為によるもの、又はその他のいかなる法律原因によるものであるかを問わず、責任を生じさせた対象サービスに対し、その責任を生じさせた事象の直前の12ヶ月間にお客様の注文に基づき実際に支払われた合計金額を超えないものとします。

8. 補償

8.1 第三者が、お客様又はオラクルのいずれか（提供物をどちらの当事者が受領したかに応じてお客様又はオラクルを以下「**受領者**」といいます）に対して、お客様又はオラクルのいずれか（提供物をどちらの当事者が提供したかに応じてお客様又はオラクルを以下「**提供者**」といいます）から提供され受領者が使用している情報、デザイン、仕様、取扱説明書、ソフトウェア、サービス、データ、ハードウェア又はマテリアル（総称して以下「**提供物**」といいます）のいずれかが第三者の知的財産権を侵害しているとする請求を提起した場合、提供者は、受領者が以下の各号を実施することを条件に、提供者自身のコスト及び費用負担において請求から受領者を防御し、かつ、侵害請求を提起した第三者に対するものとして裁判所が判示した損害、責任、コスト及び費用、又は提供者が同意した和解金額につき、受領者を補償します。

- a. 受領者が請求を受領した日から30日以内（法律で要求される場合はそれより早く）に、提供者に書面にて速やかに通知をすること。
- b. 提供者に防御及び解決のためのあらゆる交渉を単独の裁量で行わせること。及び
- c. 請求からの防御や解決に必要とする情報、権限、及び助力を提供者に与えること。

8.2 いずれかの提供物が第三者の知的財産権を侵害していると提供者が確信又は判断した場合、提供者は、提供物が非侵害となるように（その実用性又は機能性を実質的に維持しながら）修正するか、又はその継続使用を可能とする使用権を取得するか、のいずれかを選択することができ、これらの選択肢が商業上合理的でない場合、提供者は、該当する提供物の使用権を終了させ返却を求め、かかる提供物について受領者が他方当事者に支払い済みの前払いの料金があれば、その未使用分を返金することができます。かかる返却により、関連する注文に基づくオラクルの義務の履行に著しい影響を及ぼす場合には、オラクルは、30日前までの書面による通知をもって、注文を終了することができます。かかる提供物が第三者のテクノロジーであり、かつ、第三者の使用権の条件が、オラクルに対し、使用権を終了することを認めていない場合、オラクルは、30日前までの書面による通知をもって、かかる提供物に関連する対象サービスを終了し、かかる対象サービスの支払い済みの前払いの料金の未使用分を返金することができるものとします。

8.3 受領者が、(a) 提供物に変更を加えた場合、又は提供者の使用者用若しくはプログラム用のドキュメンテーション又はサービス仕様書に定める使用範囲を超えて提供物を使用した場合、又は (b) 既に置き換えられたバージョンの提供物を使用していた場合で、受領者に対し利用できるようにされていた変更されていない最新のバージョンの提供物を受領者が使用していれば侵害請求を避けられた場合、提供者は、受領者を補償しません。侵害請求が、提供者の提供していないいずれかの提供物に起因する限り、提供者は、受領者を補償しません。侵害請求が、対象サービス内で、又は対象サービスにより、お客様がアクセス若しくは利用できる、第三者のポータル又はその他の外部ソースからの第三者コンテンツ若しくはあらゆる提供物（例、第三者のブログやフォーラムからのソーシャル・メディア投稿、ハイパーリンクを通してアクセスされた第三者のウェブページ、第三者のデータ提供者からのマーケティング・データなど）に起因する限り、オラクルはお客様を補償しません。

8.4 本第8条は、あらゆる権利侵害による請求又は損害に関する両当事者の唯一の救済措置とします。

9. 有効期間及び終了

9.1 本契約の条件は、本契約が付随する注文に対して適用されます。お客様は、サービス期間中、本契約又は注文に定める場合を除き本契約又は注文を解約することができません。

9.2 対象サービスは、お客様の注文で定義されたサービス期間において提供されます。

9.3 オラクルが次のいずれかであると確信した場合、オラクルは、お客様又はお客様のユーザーの対象サービスに対するアクセス、又は使用を停止することができます。(a) 対象サービス、又は対象サービス内の任意のコンテンツ、データ、若しくはアプリケーションの機能性、セキュリティ、完全性、若しくは可用性が、重大な脅威にさらされている、(b) お客様又はお客様のユーザーが、違法行為をはたらくために対象サービスにアクセスしている、又は利用している、又は(c) Acceptable Use Policyに対する違反がある。合理的に実行可能で合法的に許可されている場合、オラクルは、お客様に、かかる停止についての事前通知を提供します。かかる停止を発生させた問題が解決したとオラクルが判断した後、速やかに、オラクルは、対象サービスを再開する合理的な努力を行うものとします。いかなる停止期間中でも、オラクルは、お客様が、お客様コンテンツを(停止日において存在していた状態で)利用できるようにします。本項に基づくいかなる停止も、本契約に基づくお客様の支払い義務を免除するものではありません。

9.4 いずれかの当事者が本契約又は注文の重要な条件に違反し、書面による違反の詳述から30日以内に違反を是正しない場合には、違反当事者は債務不履行となり、非違反当事者は、(a) 注文への違反の場合においては違反が発生した注文を終了させることができ、また(b) 本契約への違反の場合においては本契約及び本契約に基づき発行済みの全ての注文を終了させることができるものとします。オラクルが、前述に定めるとおりに注文を終了させた場合、お客様は、30日以内に、かかる終了前の未払金全額、並びにかかる注文に基づく対象サービスに対して支払いが残っている全ての合計金額に加え、関連する税金及び費用を支払わなければなりません。料金の不払いを除き、非違反当事者は、違反当事者が違反を是正する合理的な努力を続ける限りにおいて、その単独の裁量により、かかる30日の期間を延長することに同意できます。本契約についてお客様の債務不履行が発生した場合、お客様は注文した対象サービスを使用できないことに同意します。

9.5 サービス期間の終了時に、オラクルは、サービス仕様書に記載のデータ取出期間にわたり、お客様がお客様コンテンツを(サービス期間の終了時において存在していた状態で)取り出せるようにします。かかるデータ取出期間の終了時に、かつ、法律により義務づけられた場合を除き、オラクルは、対象サービス内に残存する、あらゆるお客様コンテンツを、消去するか又は復元できない状態にします。オラクルのデータ消去プラクティスに関する詳細は、サービス仕様書に記載されています。

9.6 本契約の終了又は満了の後も存続する規定は、「責任の制限」、「補償」、「料金及び支払」、及びその他の事項でその性質上存続すべきものに関連した条項です。

9.7 お客様が本契約又は注文に定める条項に違反した場合、お客様はオラクルの書面による通知により、オラクルに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちにオラクルに債務を弁済しなければなりません。

10. 第三者コンテンツ、サービス及びウェブサイト

10.1 対象サービスは、お客様に、第三者のウェブサイト、プラットフォーム、コンテンツ、製品、サービス及び情報(以下「**第三者サービス**」といいます)に対し、お客様が、リンクすること、お客様コンテンツ又は第三者コンテンツを転送すること、又はその他の方法でアクセスすることを、可能にする場合があります。オラクルは、第三者サービスについて、管理せず、責任もありません。お客様は、第三者サービスへのアクセス及びその使用の条件に従うことについて、単独で責任を有し、オラクルが、対象サービスの実施を円滑にすることを目的としてお客様の代わりに第三者サービスにアクセス又は使用する場合には、オラクルによるかかるアクセス及び使用(お客様に対し発行されたかその他の方法でお客様に提供されたパスワード、資格認証又はトークンのオラクルによる使用を含む)が、かかるサービスへのアクセス及び使用の条件に基づき許諾されていることを、お客様は単独で保証する責任を有します。

お客様が、お客様コンテンツ又は第三者コンテンツを、対象サービスから、第三者サービス又はその他のロケーションに転送し、又は転送させた場合、かかる転送は、お客様による配布を構成するものであり、オラクルによるものではありません。

10.2 オラクルがアクセス可能とするあらゆる第三者コンテンツは、現状有姿のまま、及び利用可能な範囲で、いかなる種類のいかなる保証もなく、提供されるものです。お客様は、オラクルには、第三者コンテンツを管理、監視、又は訂正する責任がなく、また、一切の義務もないことを了承し、同意します。オラクルは、第三者コンテンツから生じたかこれに関連する全ての責任を否認します。

10.3 お客様は、(i) 第三者コンテンツの性質、種類、品質、及び可用性が、サービス期間中に随時変更される可能性があること、及び(ii) Facebook™、YouTube™及びTwitter™などの第三者サービスと相互運用される対象サービスの機能は、かかる第三者の各アプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)の継続的な可用性に依存すること、について了承します。かかる第三者コンテンツ、第三者サービス又はAPIが変更、又は利用不可能となった結果として、オラクルは、本契約に基づく対象サービスを、更新、変更又は修正する必要がある場合があります。第三者が、対象サービスに対して合理的な条件でその第三者コンテンツ又はAPIを利用可能にすることを停止した場合、オラクルは、オラクルの単独の裁量による決定において、お客様に対するいかなる責任もなしに、影響を受けた第三者コンテンツ又は第三者サービスへのアクセス提供を停止することができます。サービス期間中の、第三者コンテンツ、第三者サービス又はAPIに対する利用不可能を含むいかなる変更も、本契約又は該当する注文に基づくお客様の義務に影響することではなく、また、お客様は、かかる変更による、いかなる返金、クレジット、又はその他の補償の権利を与えられるものではありません。

11. サービスの監視、分析、及びオラクル・ソフトウェア

11.1 オラクルは、オラクルによる対象サービスの運用を円滑にするため、お客様のサービス・リクエストの解決を支援するため、対象サービスの機能性、セキュリティ、完全性及び可用性のみならず、対象サービス内のあらゆるコンテンツ、データ、又はアプリケーションに対する脅威を検出し、対処するため、及び、違法行為又はAcceptable Use Policyへの違反を検出

し、対処するために、対象サービスを継続的に監視します。オラクルの監視ツールは、かかる目的で必要となる場合を除き、対象サービス内にあるいかなるお客様コンテンツも収集せず、保存もしません。オラクルは、対象サービス内に格納された、又は対象サービス上で若しくは対象サービスを介して作動する、お客様又はあらゆるお客様のユーザーから提供されたオラクル以外のソフトウェアを監視したり、これらに関する問題に対処したりすることはありません。オラクルの監視ツールにより収集された情報（お客様コンテンツを除きます）は、オラクルの製品及びサービスのポートフォリオを管理する際に役立terるため、オラクルが自己の製品及びサービスの不十分な点に対処するのに役立terるため、並びにライセンス管理の目的で、使用される場合もあります。

11.2 オラクルは、(i) 対象サービスのパフォーマンス、運用及び使用に関連する統計及びその他の情報を蓄積し、また、(ii) 対象サービスからのデータを統合的な形式で、セキュリティ及び運用の管理のため、統計分析を作成するため、及び研究及び開発目的で、使用することができます（以下 (i) と (ii) を総称して「サービス分析」といいます）。オラクルは、サービス分析を公表することができます。ただし、サービス分析には、お客様又はいずれの個人が特定できる形式でも、お客様コンテンツ、パーソナル・データ又は機密情報が組み込まれることはありません。オラクルは、サービス分析についての一切の知的財産権を保有します。

11.3 オラクルはお客様に、対象サービスとともに使用するためのオラクル・ソフトウェア（定義は後述）を入手するために必要な機能を提供する場合があります。オラクルがお客様にオラクル・ソフトウェアを提供し、かかるオラクル・ソフトウェアのための別の条件を指定しない場合には、かかるオラクル・ソフトウェアは、対象サービスの一環として提供されるものであり、またお客様は、お客様による対象サービスの使用を促進するためにのみ、本契約及びお客様の注文の条件に従って、かかるオラクル・ソフトウェアを使用するための非独占的で、全世界で使用可能な、限定された権利を有するものとします（ただし、オラクル・ソフトウェアを構成する要素のうち別で使用権が許諾されているものについては、この限りではなく、該当する別の条件に従うものとします）。この目的のために、お客様は、お客様のユーザーにオラクル・ソフトウェアを使用させることができ、お客様は、お客様のユーザーが使用許諾条件を遵守することについて責任を負うものとします。いかなるオラクル・ソフトウェアを使用するお客様の権利も、オラクルによる通知（ウェブ掲載又はその他の方法によります）、又はオラクル・ソフトウェアに関連する対象サービスの終了の、いずれか早い日をもって終了するものとします。前述の定めにかかわらず、別の許諾条件に基づきお客様にオラクル・ソフトウェアの使用権が許諾されている場合、お客様によるかかるソフトウェアの使用については、別の許諾条件に従うものとします。別の条件に基づき使用権許諾されるオラクル・ソフトウェアのあらゆる部分に対するお客様の使用権は、本契約によって、一切制限されることはありません。

12. 輸出

12.1 対象サービスには、米国、日本その他の関連地域における輸出管理法規が適用されます。かかる輸出管理法規は、本契約において提供される対象サービス（技術データも含みます）及びあらゆるサービス納入物の使用についても適用対象となり、お客様及びオラクルは、かかる輸出管理法規（「みなし輸出」及び「みなし再輸出」に関する規則も含みます）の全てを遵守する旨に、同意します。お客様は、対象サービスに由来するデータ、情報、ソフトウェア・プログラム及び／又はマテリアル（又はこれらの直接製品）のいずれも、かかる輸出管理法規に違反して直接又は間接を問わず輸出されることはなく、また、かかる輸出管理法規上で禁止されている目的（核兵器、化学兵器若しくは生物兵器の拡散、又はミサイル技術の開発も含みますがこれらに限定されません）に使用されることもない旨に同意します。

12.2 お客様は、お客様及びお客様のユーザーが、地理上の場所を問わず対象サービスにアクセスできるように、かつ、対象サービスとユーザー・ワークステーションなどの他の場所との間でお客様コンテンツを転送その他の方法で移動することができるように、対象サービスが設計されたものであることを、了承します。お客様は、地理的所在地をまたいでユーザー・アカウントの認証及び管理、並びにお客様コンテンツの輸出管理及び地理的転送について、単独で責任を負うものとします。

13. 不可抗力

お客様又はオラクルのいずれの当事者も、戦争、戦争行為、若しくは反乱、天災、世界的流行病、債務者の責めによらない電気、インターネット若しくは電気通信上の機能停止、政府の規制（輸出入又はその他の許認可の拒否、取消しを含みます）、又は、債務者の合理的な支配を超えたその他の事態、による義務の不履行又は遅滞についての責任を負わないものとします。お客様及びオラクルの両当事者は、不可抗力の事態からの影響を緩和させるために合理的な努力を払うこととします。これらの事態が30日を超えて続いた場合、お客様又はオラクルのいずれの当事者も、書面通知により、未履行の対象サービス及び影響を受けた注文を終了することができます。本条は、通常の災害復旧の手続きに従うための合理的な措置を講じるべき各当事者の義務や、対象サービスに対するお客様の支払い義務を免除するものではありません。

14. 準拠法及び管轄裁判所

本契約は日本国の法律が適用され、両当事者は、本契約から生じる又は関連する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

15. 通知

15.1 本契約に基づいて要求される通知は、書面により、他方当事者に提供されるものとします。お客様とオラクルとの間で法的紛争が生じた場合、お客様が本契約の補償条項に基づき通知を行うことを希望する場合、又は次のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、速やかに下記宛てに書面通知を送付するものとします。(1) お客様が支払いを停止したとき、(2) 重要な資産又は本契約に基づきオラクルから受領した資産を対象として第三者が仮差押え、仮処分、差押え又は強制執行を行ったとき、又は(3) 解散、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は清算開始の申立てがなされたとき。

宛先：日本オラクル株式会社 〒107-0061 東京都港区北青山二丁目5番8号 法務室長

15.2 オラクルは、オラクルの対象サービスの全顧客に適用される通知を、対象サービス向けのオラクルのポータル上での一般的な掲載によって提供することができ、また、お客様に特有の通知を、オラクルのアカウント情報に登録されているお客様の電子メールアドレス宛の電子メールによって、又はオラクルのアカウント情報に登録されているお客様の所在地に第一種郵便若しくは料金別納郵便にて書面を送付することによって、提供することができるものとします。

16. 譲渡

お客様は、他の個人又は法人に対し、本契約上の権利を譲渡すること、又は対象サービス若しくはそれらの権利を贈与、移転することはできません。

17. その他

17.1 オラクルは独立した契約者であり、各当事者は、当事者間で共同経営、ジョイント・ベンチャー又は代理関係が存在しないことに同意します。

17.2 対象サービスと統合する、又は、コンサルティング・サービス、インプリメンテーション・サービス、若しくは対象サービスと相互作用するアプリケーションを提供するためにお客様によって起用された、あらゆる第三者を含め、オラクルのビジネス・パートナー及び他の第三者は、オラクルから独立しており、オラクルの代理人ではありません。オラクルは、それらのおいかなるビジネス・パートナー又は第三者によるいかなる行為に起因する対象サービス、又はお客様コンテンツのあらゆる問題についても、法的責任を負わず、拘束もされず、若しくは責任もありませんが、ビジネス・パートナー又は第三者が、本契約に基づき注文された業務において、オラクルの再委託業者として対象サービスを提供している場合は例外とし、その場合でも、本契約に基づきオラクルの要員に対してオラクルが責任を負うのと同等の範囲に限定されるものとします。

17.3 本契約の条件のいずれかが無効、又は法的強制力がないことが判明した場合でも、その他の規定は引き続き有効に存続し、かかる条件は本契約の目的及び趣旨と合致した別の条件に置き換えられるものとします。

17.4 オラクルによる、料金の不払い又はオラクルの財産権侵害に関する訴訟を除き、いずれの当事者も本契約から生じる、又は関連する訴訟を、いかなる形態であれ、権利を行使することができる時から2年経過した後には提起することはできません。

17.5 本契約の条件が適用される注文を締結する前に、対象サービスがお客様の技術上の要件、ビジネス要件、又は規制上の要件を満たすかどうかを判断することは、お客様にのみ責任があることです。オラクルは、標準のオラクルの対象サービスの使用がそれらの要件に合致するかどうかを判断しようとするお客様の取り組みに協力します。オラクルにより実施された追加作業、又は対象サービスの変更に対しては、追加費用が適用される場合があります。お客様による対象サービスの使用に関連してお客様が法令を遵守することは、引き続き、お客様のみ責任です。

17.6 45日前までの書面通知により、12か月に1回を超えない頻度で、オラクルは、クラウド・サービスのお客様による使用が該当の注文及び本契約の条件に適合していることを確認するため、クラウド・サービスのお客様による使用状況を監査することができるものとします。かかる監査のいずれも、お客様の通常の業務活動を不当に妨げないものとします。

お客様は、オラクルによる監査に協力すること、及び合理的な助力を提供するとともにオラクルから合理的要請のあった情報へのアクセスを提供することに同意します。

監査の実施、及び監査中に得られた非公開データ（監査に由来する知見又は報告内容も含みます）には、本契約第4条（機密保持）の規定が適用されるものとします。

不遵守が監査により明らかとなった場合、お客様は、当該不遵守についての書面による通知から30日以内に当該不遵守の是正（追加的なクラウド・サービスについての料金の支払いの場合も含みますが、これに限定されません）を行うことに同意します。お客様は、監査への協力によりお客様に生じた費用のいずれについてもオラクルが責任を負わない旨に、同意します。

17.7 本契約において参照され、本契約の内容となる文書がオラクルの裁量により変更される場合、オラクルは変更後の文書をオラクルのウェブサイト上に掲載するものとし、変更後の文書は、ウェブサイトに掲載した日から14日後に有効となります。お客様は、<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/> において連絡先を登録する方法により当該ウェブページに掲載されている文書に関する変更通知を受け取ることができます。

18. 完全合意

18.1 お客様は、本契約及び明示的に参照されることにより本契約の一部となる情報（URLに含まれる情報への参照又は参照されたポリシーを含みます）、並びに適用される注文が、お客様から注文された対象サービスに関する完全な合意であり、書面又は口頭であるかを問わず、かかる対象サービスについて本契約の締結より前又は同時になされた全ての合意や意思表示に取って代わることに同意します。

18.2 両当事者は、本契約及びいかなるオラクルの注文の条件も、あらゆる購買注文、インターネット調達サイト、その他のオラクル所定ではない同種の書面の条件に取って代わり、いかなる購買注文、サイト又はその他オラクル所定ではない書面に含まれるいかなる条件も、お客様が注文した対象サービスに対して適用されないことについて、明確に合意します。注文と本契約の条件にいかなる矛盾を生じた場合も、注文が優先するものとします。ただし、注文に明示的に別段の定めがある場合を除き、Data Processing Agreementの条件が、注文のあらゆる矛盾した条件にも優先するものとします。お客様及びオラク

ルの正当な権限を有する者により、署名若しくは記名押印された書面又はオンラインで承諾された場合を除き、本契約及び本契約に基づく注文は変更されず、また、その権利及び制限も変更や放棄がなされないものとします。ただし、オラクルは、オラクルのウェブサイトを更新された文書を掲載する方法により、対象サービス及びサービス仕様書を更新する場合があります。本契約により第三受益者の関係は構築されません。

19. 定義

19.1 「オラクル・ソフトウェア」とは、あらゆるソフトウェア・エージェント、アプリケーション又はツールであって、対象サービスへのお客様によるアクセス、運用及び／又は使用を円滑にすることを目的として、オラクルがお客様に対しダウンロードできるようにするものをいいます。

19.2 「Program Documentation」とは、対象サービス及びあらゆるオラクル・ソフトウェアに関するユーザー・マニュアル、ヘルプ・ウィンドウ及びReadmeファイル、をいいます。お客様は、当該ドキュメンテーションに、<http://oracle.com/contracts> 又はオラクルが指定するその他のアドレスからオンラインでアクセスできます。

19.3 「サービス仕様書」とは、お客様の注文に基づく対象サービスに適用される、次の文書をいいます。(a) 本契約に記載のOracle Cloud Hosting and Delivery Policies、Program Documentation、Oracle service descriptions、及びData Processing Agreement、(b) Oracle Privacy Policy、及び(c) お客様の注文で言及されている、又はお客様の注文と一体をなすその他のあらゆるオラクル文書。次のものは、お客様の注文で取得された、プロフェッショナル・サービスなどのクラウドではないいかなるオラクルのサービス提供に対しても適用されません。Oracle Cloud Hosting and Delivery Policies、及びProgram Documentation。次のものは、いかなるオラクル・ソフトウェアに対しても、適用されません。Oracle Cloud Hosting and Delivery Policies、Oracle service descriptions、及びData Processing Agreement。

19.4 「第三者コンテンツ」とは、あらゆるフォーマットでの、全てのソフトウェア、データ、テキスト、画像、音源、ビデオ、写真及びその他のコンテンツ及びマテリアルであって、お客様が、対象サービスを通じて、対象サービス内で、又はお客様による対象サービスの使用とともにアクセスすることができる、オラクル外の第三者のソースから得られるか又は取り出されたものをいいます。第三者コンテンツの例には、ソーシャル・ネットワーク・サービスからのデータ・フィード、ブログ・ポストからのRSSフィード、オラクルのデータ・マーケットプレイスとライブラリー、ディクショナリー、及びマーケティング・データを含みます。第三者コンテンツには、対象サービス又はオラクルが提供したあらゆるツールをお客様が使用することで、アクセスされ又は取得された、第三者により提供されたマテリアルを含みます。

19.5 「ユーザー」とは、対象サービスのために、お客様により権限を付与され、又はお客様のために、本契約及びお客様の注文に従って対象サービスを使用する、従業員、委託業者及びエンドユーザーのうち該当するものをいいます。お客様のクライアント、代理人、顧客、サプライヤー又はその他の第三者が対象サービスにアクセスし、お客様との情報のやり取りをするよう特に設計されている対象サービスについては、かかる第三者は、本契約及びお客様の注文の条件に従うことを条件に、「ユーザー」とみなされます。

19.6 「お客様コンテンツ」とは、対象サービス内に格納された、又は対象サービス上で、若しくはこれを介して動作し、お客様又はあらゆるお客様のユーザーにより提供される、あらゆるフォーマットでの、全てのソフトウェア、データ（パーソナル・データを含みます）、テキスト、画像、音源、ビデオ、写真、オラクル以外の若しくは第三者のアプリケーション、並びにその他のコンテンツ及びマテリアルをいいます。本契約に基づく対象サービス、オラクル・ソフトウェア、他のオラクルの製品とサービス、及びオラクルの知的財産、並びに全ての派生物は、用語「お客様コンテンツ」の定義には含まれないものとします。お客様コンテンツには、対象サービス又はオラクルが提供したあらゆるツールをお客様が使用することで、お客様により対象サービスに持ち込まれた、第三者コンテンツを含みます。

なお、本契約において定義する「対象サービス」及び「Program Documentation」は、本契約を参照する特約、注文、及び／又はポリシー等において、それぞれ「サービス」及び「対象ドキュメント」と表記される場合があります。